平成２２年（フ）第２８２号
埼玉県越谷市花田３丁目９番地12　フレンドリーフラッツ102号
債務者　作田　貴史
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３９０号
埼玉県川越市大字笠幡4895番地３
債務者　鈴木　幸憲
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４４３号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保222番地16マンワール三芳203号、従前の住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保284番地１　アドミラブール201号
債務者　千村　　恵
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３号
埼玉県秩父市上影森450番地
債務者　横田　浩一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
福岡県三潴郡大木町大字上八院1502番地１
債務者　野口　智美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１５４８号
北海道恵庭市相生町414番地の１　コーポゆいＣ号
債務者　柴田　忠重
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５２号
札幌市厚別区厚別東２条５丁目14番10号イーストクロス205号
債務者　吉田　典子（旧姓西浦）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５３号
札幌市南区真駒内泉町４丁目１番４―104号
債務者　太田　聡一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６６４号
札幌市中央区北３条東３丁目１番地28　ＵＵＲコート札幌北三条305号
債務者　武田　　修
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８２号
北海道恵庭市白樺町３丁目１番１号
債務者　佐藤　博子（旧姓水上）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９９号
札幌市豊平区美園３条８丁目３番21号　Ｄコーポラス和田201号
債務者　渡部千恵美（旧姓千葉・吉野）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７０４号
札幌市厚別区もみじ台西３丁目３番３―505号
債務者　春日　久英（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１９号
札幌市白石区中央１条６丁目７番12号　エヌアイマンション303号
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７２７号
札幌市白石区北郷２条１丁目５番４号
債務者　遠藤　　稔
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７２８号
北海道江別市元江別本町34番地の５　フォレスタハウス参番館202号
債務者　遠藤　典弘
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３５号
札幌市南区澄川１条１丁目１番２―108号
債務者　蛯名　典雄
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５７号
札幌市手稲区稲穂１条２丁目６番７―105号
債務者　佐藤　享男
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部